上牧町長 今 中 富 夫 様

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 委員長 遠 山 健太郎

## 上牧町まちづくり基本条例策定に向けての答申

平成22年10月14日付で諮問のあったこのことについて、上牧町まちづくり基本 条例策定委員会(以下「当委員会」といいます。)の28回に及ぶ討議の統括としまして 「上牧町まちづくり基本条例(素案)」をまとめましたので答申します。

本条例素案は9章39条で構成され、第1章「総則」、第2章「町民の権利と義務」、 第3章「議会及び議員の役割と責務等」、第4章「町の役割と責務等」、第5章「町政運 営」、第6章「情報の共有等」第7章「参画と協働」、第8章「広域連携等」、第9章「条 例の見直し等」となっています。

なお、当委員会としましては、まちづくり等の施策は行政だけで担うものではなく、 町民や議会が協力連携して推進していくことが必要であると考え、個々の条文に反映しました。この仕組みの実行が町民主体のまちづくりにつながり、上牧町の実情にあわせたまちづくりをおこなうという意識が町全体に根付くことになり、将来的には自治力の向上につながると期待しています。

町におかれましては、答申の内容に十分ご配慮いただき、上牧町まちづくり基本条例 の制定および推進にご尽力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 上牧町まちづくり基本条例(素案)の内容 別添 上牧町まちづくり基本条例(素案)のとおり
- 2 委員会の締めくくりと今後の課題

平成22年10月から約2年3か月の間に、当委員会全体会を28回開催し、又全体会以外にも、あわせて45回にわたり各部会(町民部会15回・議会部会14回・行政部会16回)を開催しました。当委員会において、条例策定の大前提として「町民にわかりやすい条例」「町民に受け入れられやすい条例」を根幹に置き、

その中で「情報共有」「参画と協働」を重視したまちづくりをおこなうための一助となる条例づくりを心掛け議論を尽くしてまいりました。より「情報共有」「参画と協働」を重視した条例と位置付けするためには、素案に対する条例構成の再検討(条文の並び替えなど)も必要と思いますので、次の策定段階でご検討いただければと思います。又、本条例素案の「前文」については、上牧町まちづくり基本条例の中でも最も重要な柱となる部分であると考え、当委員会でも活発な議論を展開して参りました。限りある時間の中で「前文案」を答申致しましたが、更に多くの議論を重ね、「上牧町としての前文」を策定していただきたいと思います。

今後の課題としましては、まず第一に本条例素案に関連する既存条例(上牧町情報公開条例など)との整合性の検証、別途定める必要のある条例(法令順守、選挙公報に関する事項、住民投票に関する事項、まちづくり協議会に関する事項など)の早期策定作業などの周辺条例整備が望まれます。また、本条例素案をより実効性のあるものにするために、本条例施行に際しての各種施行規則や細則の策定も急務であると考えます。

上牧町まちづくり基本条例は、策定が目的ではなく、一人でも多くの町民に周知され、認知されることが重要なのは言うまでもありません。そのためにも行政担当部署のみならず、町の機関全体で積極的にPR活動を実施していただくとともに、町職員の理解が進むような研修などにも積極的に取り組んでいただくようお願い致します。

当委員会が終結するにあたり、次の策定作業への円滑な移行のためにも早期に次の策定委員会が開催され、将来の上牧町を見据えた「上牧町まちづくり基本条例」が一日も早く施行されることを切にお願いし、最終答申と致します。

以上